

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月25日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社ITG-Gホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】	03-6212-6097
【事務連絡者氏名】	インテグラル株式会社 CFO兼コントローラー 澄川 恭章
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ITG-Gホールディングス (東京都千代田区丸の内一丁目9番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ITG-Gホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、かどや製油株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年9月15日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、記載事項の一部に誤記があったことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

4 買付け等の目的

(6) 公開買付けに係る重要な合意

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

4【買付け等の目的】

(6)【公開買付けに係る重要な合意】

本公開買付契約

(訂正前)

<前略>

公開買付契約において、対象者は、本公開買付契約締結日において、対象者の取締役会において、本賛同意見表明を行い、本公開買付契約締結日から公開買付期間の末日（以下「本公開買付期間満了日」といいます。）までの間、本賛同意見表明を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わない義務、及び、公開買付期間中、本公開買付けにできる限り多くの株主の応募が得られるよう必要な協力を誠実に行う義務を負っています。ただし、対象者が本公開買付契約に定める自らの義務に違反することなく、公開買付者以外の者（ただし、(a)対象者の非公開化のために2026年に開始された入札手続（以下本項目「本公開買付契約」において「本入札手続」といいます。）に参加し本公開買付契約締結日までに対象者に対して書面による法的拘束力を有する提案を行った者、(b)その親会社、子会社その他の関係会社及びそれらの関係者（役職員を含む。）、(c)左記(a)又は(b)が直接又は間接的に管理、運営、助言、情報提供等を行う投資ファンドその他の投資媒体、並びに(d)左記(c)が直接又は間接的に保有する会社その他の組織体（以下「検討済他候補者関係者」といいます。）を除きます。）が、本公開買付期間満了日の5営業日前までに、対象者の非公開化を目的とし、買付予定数の上限を定めず、かつ、成立した場合に対象者の非公開化を確実に実現できるような買付予定数の下限を定めた対象者株式を対象とする公開買付けであって、その公開買付価格が本公開買付価格を上回る金額であるもの（以下本項目「本公開買付契約」において「適格対抗公開買付け」といいます。）が開始され若しくは開始する予定が公表され、又は、適格対抗公開買付けに係る、法的拘束力を有し、かつ、その実行に必要な資金の全額について出資証明書、融資証明書その他の資金証明書が提出されていることにより当該資金を確保できることが客観的かつ合理的に認められる、合理的な実現可能性のある真摯な内容及び条件の提案（以下「適格対抗提案」という。）を受けた場合であって、かつ、適格対抗公開買付けが開始され又は適格対抗提案を受けているにもかかわらず、なお本賛同意見表明を維持することが、対象者の取締役の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれがあると合理的に認められる場合には、対象者は、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができるものとされており、

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付契約において、対象者は、本公開買付契約締結日において、対象者の取締役会において、本賛同意見表明を行い、本公開買付契約締結日から公開買付期間の末日（以下「本公開買付期間満了日」といいます。）までの間、本賛同意見表明を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わない義務、及び、公開買付期間中、本公開買付けにできる限り多くの株主の応募が得られるよう必要な協力を誠実に行う義務を負っています。ただし、対象者が本公開買付契約に定める自らの義務に違反することなく、公開買付者以外の者（ただし、(a)対象者の非公開化のために2026年に開始された入札手続（以下本項目「本公開買付契約」において「本入札手続」といいます。）に参加し本公開買付契約締結日までに対象者に対して書面による法的拘束力を有する提案を行った者、(b)その親会社、子会社その他の関係会社及びそれらの関係者（役職員を含む。）、(c)左記(a)又は(b)が直接又は間接的に管理、運営、助言、情報提供等を行う投資ファンドその他の投資媒体、並びに(d)左記(c)が直接又は間接的に保有する会社その他の組織体（以下「検討済他候補者関係者」といいます。）を除きます。）が、本公開買付期間満了日の3営業日（日本において銀行の休日とされる日以外の日）（以下本項目「本公開買付契約」において同じとします。）前までに、対象者の非公開化を目的とし、買付予定数の上限を定めず、かつ、成立した場合に対象者の非公開化を確実に実現できるような買付予定数の下限を定めた対象者株式を対象とする公開買付けであって、その公開買付価格が本公開買付価格を上回る金額であるもの（以下本項目「本公開買付契約」において「適格対抗公開買付け」といいます。）が開始され若しくは開始する予定が公表され、又は、適格対抗公開買付けに係る、法的拘束力を有し、かつ、その実行に必要な資金の全額について出資証明書、融資証明書その他の資金証明書が提出されていることにより当該資金を確保できることが客観的かつ合理的に認められる、合理的な実現可能性のある真摯な内容及び条件の提案（以下「適格対抗提案」という。）を受けた場合であって、かつ、適格対抗公開買付けが開始され又は適格対抗提案を受けているにもかかわらず、なお本賛同意見表明を維持することが、対象者の取締役の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれがあると合理的に認められる場合には、対象者は、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができるものとされており、

<後略>